

## ブロック塀等の除却工事の費用に対する助成制度について

6月18日の大阪府北部を震源とする地震を機に、ブロック塀等の安全性が社会問題化する中で、市民の不安を解消し、市民の地震に対する安心・安全なまちづくりの取組を支援するため、ブロック塀等の除却工事に要する費用の一部を助成します。

### 制度が利用できる方

- 自己の所有するブロック塀等を除却する者
- 他者の所有するブロック塀等を所有者の同意を得て除却する者（ブロック塀等の関係者（近隣住民、施設管理者等）に限る。）

### 対象となるブロック塀等の形状

- コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀その他これらに類する塀（以下「ブロック塀等」という。）で地面からの高さが1.0m以上のもの。

### 対象となるブロック塀等の場所

- 道に面するもの
- 公園、幼稚園、保育所、小・中・高等学校及び特別支援学校等に面するもの（これらの敷地内に存するブロック塀等は対象外）  
※ 安全対策が必要なブロック塀等に限ります。

### 助成対象工事の要件

- **地面よりも上部**に存するブロック塀等（基礎及びブロック塀等の附属物を除く。）の**全部を除却**する工事であること。

### 助成金額

- 次の①～③に掲げる金額のうち、最も低い金額
  - ① 除却しようとするブロック塀等の長さ $\times$ 8,000円/mを乗じた額
  - ② 除却工事費用（ブロック塀等の基礎及び附属物の除却費用を含む）の3分の2
  - ③ 15万円

【助成金額の計算例】長さ10mのブロック塀等の除却工事の場合

基準額①：150,000円（見積金額） $\times$  2/3 = 100,000円

基準額②：10m（長さ） $\times$ 8,000円 = 80,000円

基準額③：150,000円

⇒ 助成金額は、基準額②の80,000円となります。

### 受付期間

平成30年7月13日（金）～平成31年3月1日（金）

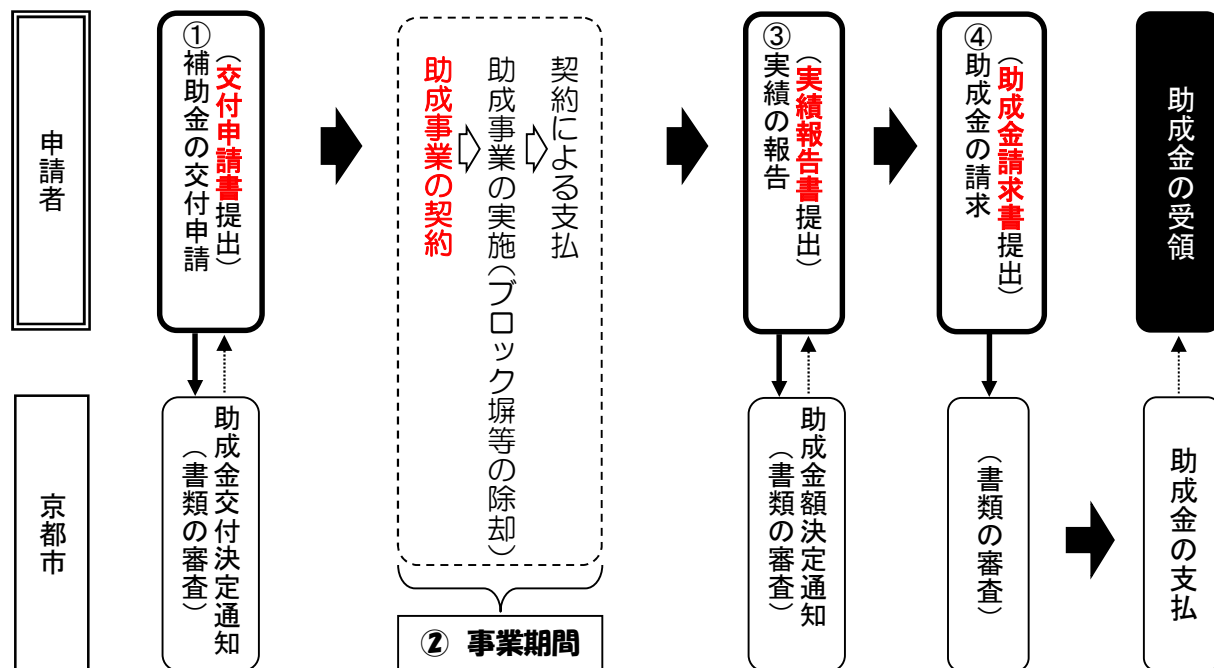
※ 予算がなくなった場合は、受付を終了することがあります。

### 特例措置

- 6月18日（月）以降に除却工事を行った方は特例的に事後の申請により助成を行います（ただし、8月31日（金）までに行った方に限ります。）。
- 詳細はお問い合わせください。

（裏面に続く）

## 主な手続の流れ



※ 特例措置により工事後に申請を行う場合の手続は上記と異なりますので、お問い合わせください。

## 手続に必要な書類

助成金の申請にあたっては、お手数ですが、本人（委任状がある場合は代理人でも可）が必ず印鑑をもって窓口までお越しください。

### 1 助成金の交付申請

- ① 交付申請書（★）
- ② ブロック塀等の除却前の写真（全景がわかる写真）
- ③ 付近見取図
- ④ ブロック塀等の位置及び長さを記した資料（配置図等）
- ⑤ 助成対象工事の見積書の写し
- ⑥ （ブロック塀等の所有者の同意書（必要な方のみ））

★印の書類は、本市が所定の様式を定めており、申請窓口で配布しています。また、京都市ホームページからもダウンロードできます。

ホームページアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000240176.html>

### 2 実績の報告、助成金の請求

- ① 実績報告書（★）
- ② 助成対象工事の領収書の写し
- ③ ブロック塀等の除却後の写真（全景がわかる写真）

※ 特例措置により工事後に申請を行う場合の必要書類は上記と異なりますので、お問い合わせください。

## ⚠ 注意事項

- 助成金の交付を受けるには、原則、交付決定の通知を受けた後に、助成対象工事の契約をしていただく必要があります！
- 特例措置により工事後に申請を行う場合であっても、既に実施した工事が助成の要件に適合していることを確認できなければ助成金の交付の対象となりません。
- 助成事業は、平成31年3月15日までに完了し、実績の報告を行ってください。
- 助成事業に係る消費税相当額は、助成対象費用に含めることができません。